

カナダの輸入ジャガイモに対する追加的関税の賦課

(L/1927、1962年11月16日採択)

【事実の概要】

1962年10月16日にカナダ政府は、カナダ西部に輸入されるジャガイモに対して、100ポンドについて2.67カナダドルの関税価額(value for duties)にするという制度を導入した。カナダ法上は、輸入価額がこの関税価額より低いときは、その差額はダンピング防止税として徴収されるものとされた。このようにして課される関税のうち、1957年4月5日にカナダがアメリカに譲許した100ポンド当り0.375カナダドル以上の税額について、アメリカが抗議したのである。

従来からアメリカ・カナダ間では果物や野菜の貿易が盛んであった。アメリカは、カナダの南に位置することから、一般に生鮮食料品の生産についてはアメリカがカナダに先行する。つまり、カナダで特定の生鮮食料品の出荷を始める頃は、アメリカでは、それはすでに最盛期で価格は最低になっていた。その結果、販売時期が非常に短くなり、かつ供給の変動が価格変動を激しいものにした。そこで1958年に「カナダで生産されている生鮮食料品の輸出国の市場価格が、大臣の意見では、正常な価格を反映していないレベルに下降したときには、当該大臣指定する期間、指定するカナダの地域または部分に輸入される生鮮食料品の関税価額は、過去3年間にカナダに出荷された同種の生鮮食料品の加重平均によって当該大臣が決定し、宣言した額とする。」という規定を立法した。

カナダ政府は、これは通常の貿易に関係せず、カナダの生産者に深刻な被害を与える危機的に安い価格の場合にのみ適用されるもので、許される立法であると説明した。

この規定に基づく行為は1961年8月に初めて採られたが、アメリカの抗議によって出荷時期の終わりに当たる1962年4月30日に撤回された。1962年10月16日に再び発動され、それに対してアメリカがガットへ問題を提起した。

アメリカの主張の第1点は次の通り。一般協定7条2項a号は、輸入製品の関税価額は現実の輸入価額に基づくべきであり、任意的な価額によるべきではないことを要求している。カナダのジャガイモの関税価額は任意的・架空的なもので、7条2項a号に反する。これに対してカナダ代表は、関税法の関連規定は、任意的・架空的な価額ではなく、過去3年の実際の輸入価額に基づくものであり、従来の法律よりも厳密である。

アメリカ代表は、第2点として、カナダ政府が例として挙げるものの価額は、その価額で輸入されたものではなく、また過去3年の平均額でもない。アメリカからカナダへ輸出したものは一般協定6条の「正常の価額」以下とは考えられず、同条に反すると主張した。この制度の結果、カナダはアメリカに対して行った譲許額以上の付加的課徴金によって、一般協定に付属する譲許表に規定された譲許を侵害した。

カナダ代表のパネル手続きについての議論は次の通り。アメリカの申し入れは、締約国総会の数日前に受け取ったもので、一般的には、2国間の交渉で解決可能なものである。この点について、アメリカは最初の行動を1961年にとっており、今回の申し入れは2度目であり、この制度の季節的な性格上、今回の締約国総会が唯一の機会であると反論した。

アメリカの通商上の利益侵害について、カナダ代表は、第1に、アメリカが通商上の利益侵害を主張しているが、このような短期間ではその証拠はなく、一方、1960/61と1961/62のアメリカからカナダへのジャガイモの輸入は、金額、量ともに増えていると主張した。これについて、アメリカは、付加的課徴金の賦課そのものが貿易条件の侵害であると反論した。

この点に関するカナダ代表の第2の主張は、付加的課徴金の発動は収穫時期に、その時点の価格に応じて行うので、ジャガイモ生産農家は事前に発動の有無を知らされず、ジャガイモの生産量には何等の影響も与えておらず、事実1961年に付加的課徴金が発動された西部地域4州のうちジャガイモの生産量が増えたのは、1州だけというものであった。

【報告要旨】

当パネルは、付託事項に照らせば、一般協定23条2項に規定される合理的な期間の要件が満たされているかどうかについての検討を要請されていない。

当パネルは、カナダ関税法によって輸入ジャガイモに適用されている関税価額の問題は一般協定7条にある関税目的の価額とは異なり、したがって協定7条は本件に関連性がないものとする。

当パネルは、アメリカで消費されるジャガイモと輸出に回されるジャガイモには価格上差がない判断する。アメリカ産ジャガイモによるカナダのジャガイモ生産農家の困難は、気候的な要因に由来するものであり、年によってはこの困難は非常に大きいものになる。当パネルは、一国から他国へ輸出される産品の価格が輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格以下であるという一般協定6条1項a号

に規定されている主な要件を満たすものでない以上、付加的な課徴金は正当化されないと判断する。

当パネルは、カナダ政府が導入した措置が 100ポンド2.67ドル以下の価格で輸入されたジャガイモに対して付加的課税を行ったものと結論する。この税額は 100ポンド当り 0.375ドルの率によることを義務付けられた輸入関税に付加されたものである。譲許した関税に付加的課徴金を上乗せすることを正当化する規定が一般協定にはない以上、カナダ政府は一般協定 2 条 1 項 a 号の義務を履行していない。

当パネルは、締約国団がカナダ政府に対して、カナダ関税法に基づくジャガイモ輸入に対する付加的課徴金を撤回すること、またはアメリカに与えられた利益損害に満足 of いく調整を承認するよう勧告することを提案する。

当パネルは、締約国団がアメリカ政府に義務履行または譲許の停止を承認することを勧告することを正当化するほど深刻な状況であるかどうかは審査しない。当パネルは、適当な統計が得られないためにこの問題を審査する基礎を有しない。

もし事態の進展によってアメリカ合衆国が再び取り上げることが必要であると考えた場合には、締約国団はこの問題を理事会が処理することを承認するよう助言する。

【解説】

1. 本件は、上記のパネル報告が出された後、1962年11月16日に締約国団がパネル報告を採択し、カナダ政府に対して、付加的課徴金を撤回する、またはアメリカの利益侵害を満足させるための他の調整措置をとるべきことを勧告した。カナダは、この判断に対して不快感を表明したが、最終的には、問題となった法律を廃止した⁽¹⁾。

2. 本件の本来の係争点は、カナダの措置が関税額の計算の基礎として一般協定（7 条）上承認される価額と言い得るかにあった。しかし、パネルはこの点は本件に関連しないとして判断しなかった。本パネルが論点を判断されなかったとされるゆえんである⁽²⁾。

パネルは、係争点を一般協定 6 条に関わるもの、すなわちダンピングの観点から捉えたようである。確かに、アメリカ産のジャガイモの安値がカナダのジャガイモ産農家に被害を与えるという図式は一見、ダンピングに似た状況で、カナダ法上の取り扱いもそのように呼ばれ、アメリカもこの点の主張を行っている。しかし、アメリカ産のジャガイモが不当に安い価格で輸入されているという主張をカナダがしたわけではなく、そもそもパネルにおいてもカナダがダンピングの観点から争点となった制度の正当化を試みたのでもない。

したがって、パネルがダンピングの観点から正当化できないというのは当然の結論である。

3. 関税額の基礎である価額 (value) については、一般協定 7 条 2 項 a 号が価額は「任意若しくは架空」のものであってはならず、「実際の価額 (actual value)」でなければならないとする。ガットの基本的システムは、各国が輸入品について譲許によって関税額を一定率以下にすることを相互に約束し、その結果関税率を一般的に低下させ、より自由な国際貿易体制を築こうとするものである。ところが関税額計算の基礎たる価額を各国が自由に決めることができることになれば、結果的に各国は関税額を自由に決めることができることになり、これは関税に関するガットの基本システムを無意味なものにするおそれをもつ。そこで一般協定上、価額の決め方が規制されることになる。

実際の価額については、一般協定 7 条 2 項 b 号が「通常の商取引において完全な競争条件の下に販売され、又は販売のために提供される価格」を言うとして、現実の輸入価格と同一であることを要求していない。そこでカナダのような主張が出てくる余地が生まれるのである。本件の争点は、この点だったのである。しかし、自国産業保護のために価額制度を用いることが、一般協定上許されないのは多言を要しない。

4. 一般協定はその実施以前の国内法は優先的な効力をもつことが認められていたが、価額に関する 7 条についても事情は同じで、十分な規制力は持たなかった。そこで 1950 年に関税協力理事会 (CCC) が設立され、ブラッセル物品評価条約を作成して、価額決定を規制しようとした。しかし、アメリカ、カナダ等の有力国が入らなかったために、ガットは東京ラウンドで関税評価に関する協定を作成し、現在ではこの条約による規制が広く行われている。

〈注〉

- (1) Robert E. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy*, second edition, p. 238.
- (2) *Idem.*

(小寺 彰)